

別表第2（第2条関係）

（平16規則50・平20規則70・一部改正）

区分	公共輸送車両等
鉄道等	(1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する旅客車 (2) 軌道法施行規則第13条ノ2の規定により認可を受けた車両で一般旅客の用に供するもの
自動車	(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車 (2) タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシー
船舶	海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
航空機	航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機のうち旅客の運送の用に供する飛行機